

令和4年10月1日から

初診・再診時の

選定療養費が変わります

「紹介状なし」「病状安定後の再診」は

一定額をご負担いただきます。

令和4年4月の診療報酬改定により選定療養制度が強化されたことを受け、当院においても、10月1日から選定療養費を以下のとおり変更いたします。

選定療養費の種類	対象	現行	変更後 令和4年10月1日～
初診時	紹介状なしで受診された方	5,000円	7,000円
再診時	当院通院中に病状が安定したため、他の医療機関に逆紹介させていただきましたが、ご自身の判断で引き続き当院を受診された方	2,500円	3,000円

※「選定療養費」をご負担いただく必要のない方

- ◎ 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ◎ 緊急の場合（救急車での搬送など）
- ◎ 外来受診後にそのまま入院となった場合
- ◎ 特定の疾病等により各種公費負担の対象になっている場合

